

□ 田辺市庁舎内における禁止行為の事例

各行為の概要	代表的な例
公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をすること。	① 他の来庁者や職員に対し、暴力的な行為に及ぶ。 ② 他の来庁者や職員に対し、暴言や屈辱的又は脅迫的な発言をする。 ③ 泥酔又は酩酊の状態に来庁し、他の来庁者や職員に嫌悪の念や不快感を抱かせる。 ④ 窓口カウンター等を叩く、蹴るなど、威圧的な行為に及ぶ。 ⑤ むやみに職員に触れる、手を握るなど、不快感を与える行為に及ぶ。 ⑥ 来庁者同士での喧嘩 ⑦ 刺青、タトゥーの類をむやみに誇示し、他の来庁者や職員に不快感を与える など
騒じょう、けん騒又は示威にわたる行為をすること。	① 庁舎内において、むやみに大声や奇声を発する。 ② 他の来庁者や職員を威嚇する態度をとる。 ③ 庁舎内又は庁舎の敷地内において、むやみに拡声器を使用するなど大音量を発し、けん騒な状態を作りだす。 など
公務の執行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為をすること。	① 職員の制止にも関わらず、執務室内に立ち入る。 ② 長時間窓口に着座し、事実上職員を拘束する。 ③ 長時間同じことを繰り返して話をする。 など
庁舎等の本来の用途を阻害し、又は阻害するおそれのある行為をすること。	① 庁舎又はその敷地に敷設された視覚障害者誘導用ブロックの上又はその周辺に車両、荷物等を置く。 ② 庁舎内の他の来庁者や職員の動線となる場所を、二輪車、ローラースケート、スケートボード等で走行又は滑走する。 ③ 庁舎の建物内に二輪車で乗り入れる。 など
庁舎等の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損すること。	① カウンターやドア等を（蹴って）壊す。 ② 庁舎に落書きをする。 ③ トイレ以外の場所で排泄行為を行うことで、庁舎を汚す。 ④ 庁舎に汚物をばらまく。 ⑤ 窓ガラスを割る。 など
面会を強要し、又は乱暴な言動をすること。	① 正当な理由なく、市長をはじめとした職員への面会を強要する。 など

□ 田辺市庁舎内における禁止行為の事例

正当な理由がなく、市の機関以外の者が退庁時刻を過ぎて、なお庁舎等に滞留すること。	退庁時刻は、原則として、田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年田辺市規則第32号）により定める勤務時間の終了時刻（本庁舎において窓口延長を実施している間においては、当該窓口延長の終了時刻）とする。
正当な理由がなく、危険物又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物若しくは物品を携行すること。	① 鉄砲、刀剣の類、爆発物その他の危険物の持込 ② 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物品を携行すること。 ③ 他の来庁者や職員に迷惑や危害が加わる可能性がある動物（次に掲げるものを除く。）を庁舎の建物内へ持ち込む。 ア 身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬） イ 所有者が種類に応じた携帯用ペットケージに入れるか、あるいは抱きかかえるなど、他の来庁者等に迷惑や危害が加わらないような所有者の管理下にある場合 など
通行の妨害となる行為をすること。	① 庁舎出入口、ホール、通路に物を放置し、他の来庁者や職員の通行を妨害する。 など
上記に掲げるもののほか、庁舎等の管理又は取締り上不適当と認められる行為をすること。	① 金銭、物品等の寄附の強要や押売りを行う。 ② 庁舎外からごみその他廃棄物や著しく不快感を与えるような臭気を発する物質を持ち込む、又は投棄する。 ③ 喫煙場所以外で喫煙する。 ④ 禁じられた場所で飲食・飲酒する。 ⑤ 庁舎内で公の選挙のためのビラをまく、演説を行うなどの活動をする。 ⑥ その他庁舎内において、法令、条例等に違反した行為を行い、庁舎の保全及び秩序の維持を妨げ、公務の円滑かつ適正な執行を妨げる。 など